

オーストラリアレポート

豪金融業界の不正に関する王立委員会の中間報告

- 王立委員会は豪州の銀行・年金・保険業界の不正行為に対する公聴会を踏まえて、9月28日に中間報告を公表。
- 中間報告は、金融機関の過度な利益追求姿勢を批判しつつ、不正行為の是正や規制当局の監視強化を評価。
- 中間報告は、新法制定による規制強化には「既に複雑な規制体系をより複雑化するもの」として否定的な見方を示す。
- 豪州銀行株は中間報告を好感。銀行株への信認が本格的に戻るかは王立委員会の最終報告や経営改善策に注目。

王立委員会は金融不正に関する中間報告を公表

豪州政府は、相次ぐ銀行業界の不正発覚を受けて、年金・保険を含む金融業界の不正行為を調査するため2017年12月に王立委員会を設立しました。2018年3月以降、銀行貸出や投資助言、年金、保険など様々な分野に関する公聴会が実施され、9月28日には市場が注目する王立委員会の中間報告が公表されました（図1）。

王立委員会は新法制定による規制強化に反対

王立委員会の中間報告では、「公正さの基本原則を犠牲にした金融機関による短期的な利益追求（強欲な姿勢）」が不正行為の背景にあったと指摘され、不正行為に対する規制当局の追求の甘さにも批判がなされました。

もっとも、調査が進む過程で、金融機関が不正行為への是正措置（個人顧客への返金や問題の金融商品の廃止、事業部門売却など）を進めてきたことや、規制当局も不正監視を強化していることに対し、王立委員会は「業界構造に変化がみられる」と一定の評価を示しました。

さらに、王立委員会の中間報告では、「金融機関の活動を規制する新たな法律を制定することは、既に複雑な規制体系をより複雑化するもの」と言明され、新法制定による一段の規制強化には否定的な見方が示されました。

9月28日の豪州銀行株は中間報告を好感

9月28日の豪州株式市場では、王立委員会の中間報告に新たな勧告が含まれなかったことからS&P/ASX200銀行株指数は前日比+1.6%と好感した反応を示しました。

ただ、銀行株は豪州株全体の上昇傾向に対して依然として大きく出遅れており、銀行株への投資家の信認が本格的に戻るかは、王立委員会の最終報告や銀行セクターの経営改善策の行方が注目されそうです（図2）。

図1：豪金融業界の不正を調査する王立委員会の活動と今後の予定

2017年12月14日	金融業界の不正を調査する王立委員会の設立
2018年3月13日～23日	第一次公聴会（テーマ：個人顧客向け貸出）
2018年4月16日～27日	第二次公聴会（投資助言）
2018年5月21日～6月1日	第三次公聴会（中小企業向け貸出）
2018年6月25日～29日	第四次公聴会（地方在住者向け金融サービス）
2018年8月6日～17日	第五次公聴会（年金基金）
2018年9月10日～21日	第六次公聴会（保険）
2018年9月28日	王立委員会が中間報告を公表
2019年2月1日まで	王立委員会が最終報告を公表する予定

（出所）王立委員会

図2：豪州の銀行株の推移



（出所）ブルームバーグ（期間）2015年1月1日～2018年9月28日

【王立委員会の調査についての関連レポート】

「豪州銀行株の低迷の背景と今後の見通し」（2018年4月3日）

【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、レグ・メイソン・アセット・マネジメントの情報を基に、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

<設定・運用>



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>